

浦安市立図書館地域資料収集基準

(趣旨)

この基準は、「浦安市立図書館資料収集要綱」第4条に基づき、浦安市、千葉県及び県内市町村に関する資料について、適切に収集し提供することを目的として定める。

1. 基本方針

(1) 地域資料の定義

この基準において「地域資料」とは市民の生活に役立ち、浦安の文化の発展と向上に必要な資料を指し、郷土資料、行政資料、市民著作、定点撮影資料の各々の収集内容を以下に定める。

(2) 地域資料サービスの対象

浦安市在住、在勤、在学および浦安の地域資料を求める人を対象とする。

2. 資料

(1) 郷土資料

① 収集対象

- ア. 浦安市の歴史・文化・産業・地理に関する資料
- イ. 浦安市を中心とした伝来に関する資料（昔話・伝説・ことば・風俗・習慣）
- ウ. 浦安市の姉妹都市、ディズニーリゾートなど浦安に関連する団体や組織に関する資料
- エ. 浦安市に関連する人物に関する資料
- オ. 千葉県及び県内市町村に関する資料

② 収集範囲

- ア. 浦安市に関する資料は可能な限り収集する。
- イ. 千葉県及び県内市町村に関する資料は、歴史的資料及び浦安市に関係ある資料を中心に収集する。

③ 形態

- ア. 図書
- イ. 新聞・雑誌・逐次刊行物
- ウ. 地図
- エ. 広告
新聞折り込みチラシ
- オ. 視聴覚資料
- カ. その他

ア～オまで以外の資料についても必要に応じて収集・保存する。

(2) 行政資料

① 収集対象

- ア. 浦安市が刊行した発行物
- イ. 浦安市の外郭団体・関連団体の発行物
- ウ. 千葉県及び県内市町村の発行物

② 収集範囲

- ア. 浦安市が作成、発行したものは、網羅的に収集する。
- イ. 千葉県及び県内市町村に関する資料は、基本的資料及び浦安市に関係のある資料を中心に収集する。

③ 形態

- ア. 図書
- イ. 逐次刊行物
- ウ. リーフレット
- エ. その他

(3) 市民著作

① 収集対象

- ア. 浦安市在住者自身が作成した資料。
- イ. 浦安市を活動拠点とする組織や団体が作成した資料。

② 収集範囲

- ア. 収集に際しては主に作者自身による自己申告、各団体からの申告を中心とする。

(4) 定点撮影資料

① 収集対象

図書館が指定した場所を定期的に撮影したものをいう。

② 収集範囲

「定点撮影マニュアル」のとおりとする。

③ 形態

- ア. 写真・ネガフィルムで保存する。
- イ. 必要に応じてア以外の記録媒体に変換し保存する。

3. 保存

- ア. 原則として、発行された現物で保存する。
- イ. 貴重資料（後世に影響を与えると思われるもの、複本がないもの、劣化が著しい資料など）は必要に応じて電子化やその他の媒体に変換し保存する。
- ウ. 保存年、保存数については、別に定める「地域資料保存年・保存数一覧」のとおり

とする。

- エ. 資料を現物で提供する場合は、劣化の著しい資料や複本がない資料は慎重に取り扱うよう留意する。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年10月10日から施行する。